

警報設備に関する運用指針

1 自動火災報知設備

危省令第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は次のとおりとするものである。

- (1) 感知器等の設置は施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によるものである。
- (2) 前記(2)に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例による。

2 非常ベル、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設けるものである。